



盛岡市立保育所民営化計画  
(改訂版)(案)

盛岡市

令和7年〇月

# 目 次

1 計画の目的	1
2 民営化の時期と対象保育所	1
3 対象保育所の公表と説明会の実施	1
4 民営化の形態	2
5 運営主体と施設の譲渡制限	3
6 運営の条件	3
7 移管先法人の公募	5
8 移管先法人の選定方法	5
9 引継ぎ	6
10 移管後の市の関与	6
11 民営化を進める上での課題の整理・検討	7

## 1 計画の目的

この計画は、市の公立保育所を民営化する際の基準を定め、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

盛岡市では、平成 18 年 8 月に本計画を公表後、当初 18 施設あった公立保育所のうち令和 7 年の時点で 11 施設の民営化を進めてきましたが、計画の策定から 18 年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化しており、計画策定時の民営化の条件などについて、現状に合致しない事項があることから、本計画の一部改訂を行うこととしました。

引き続き、民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスを提供するため、効率性、サービスの水準を検証しながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めていくこととします。

## 2 民営化の時期と対象保育所

民営化を進めるに当たり、実施計画を策定し、時期と対象保育所を定めることとします。対象とする保育所は、施設の老朽化、近隣地域の就学前児童数等の状況を勘案しながら判断します。

## 3 対象保育所の公表と説明会の実施

対象保育所の公表は、利用者が保育所を選択する際の参考にできるように、公表から民間移管まで最低 1 年間（4 (2) の統合方式の場合は最長 4 年間）の期間を確保するよう努めます。

また、公表後、対象保育所の在園児の保護者に対して説明会を実施します。

## 4 民営化の形態

民営化の形態は、次の 3 つの方式から、施設ごとに市が選択します。なお、事業者が希望する場合、当初から幼保連携型認定こども園として運営できるものとします。

それぞれの方式における民営化の条件は次のとおりです。

### (1) 民間移管方式

施設の設置・運営を民間が行う方法です。

ア 土地は、10 年間無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前

に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

イ 備品及び工作物については、譲渡を希望する場合は無償譲渡とします。

ウ 建物が国の財産処分制限期間（木造 27 年、鉄筋コンクリート 60 年）を超えている場合などについては、可能な限り、現在地での建て替えの可能性などを検討し、建物は移管先で整備するものとします。

エ 民営化に当たっては、国の施設整備交付金対象事業として、市と協議を行うほか、市単独での「盛岡市公立保育所運営移管補助金」として、補助金の交付を行う予定です。

## (2) 統合（在園児受入れ）方式

当該公立保育所の在園児を、近隣の保育施設で受け入れる方法です。

ア 引受先施設の保育室等の面積について、民営化対象である公立保育所の在園児数と、引受先施設の利用定員数を合わせた人数に対し、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和 6 年 4 月 1 日条例第 15 号）」の施設基準を満たすものとします。

イ 旧施設の備品については、譲渡を希望する場合は無償譲渡とします。

ウ 本方式においては、施設整備に係る補助はありません。

受入れに当たって施設整備が必要な場合については、移管先法人で費用負担することになります。

## (3) 分園運営方式

当該公立保育所の在園児と施設を、施設整備はせず、そのまま法人の保育施設の分園として設置・運営する方法です。

ア 土地は、10 年間無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

イ 分園の運営に当たっては、「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日付け厚生省児童家庭局長通知）による「保育所分園設置運営要綱」、または、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」（平成 28 年 8 月 8 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を遵守してください。

ウ 建物は無償譲渡とします。また、備品及び工作物については、譲渡を希望する場合は無償譲渡とします。

エ 本方式においては、施設整備に係る補助はありません。

受入れに当たって施設整備が必要な場合については、移管先法人で費用負担することになります。

## 5 運営主体と施設の譲渡制限について

保育所の運営主体に関しては、平成 12 年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が株式会社、学校法人、NPO 等にも認められるようになりました。

しかし、国庫負担金を受けて建設した施設を無償譲渡するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条で制限があり、国で定める財産処分制限期間内に無償譲渡する場合、相手は、地方公共団体、社会福祉法人又は民法第 33 条第 2 項の規定により設立された法人に限られています。

また、上記の処分制限期間を超えて譲渡する場合は、運営主体の制限はありませんが、市の財産を無償譲渡することや法人の設立目的などから判断し、市としては、社会福祉法人又は民法第 33 条第 2 項により設立された法人（以下「社会福祉法人等」といいます。）を対象に移管することとします。

## 6 運営の条件

保育所の運営主体には、次の条件を付します。

### (1) 関係法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。

### (2) 保育時間と休園日

ア 通常の保育時間は、午前 7 時から午後 6 時までとすること。

イ 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とすること。

### (3) 定員及び受入れ年齢

ア 移管時の利用定員は、近隣地域の就学前児童数を勘案し、市と協議して決定すること。また、移管後に利用定員を変更する際にも、市と事前に協議し決定すること。

イ 移管前の公立保育所で保育を実施していた年齢のクラスを編成すること。

### (4) 職員配置

ア 民間移管方式及び統合（在園児引受け）方式

(ア) 園長は、社会福祉事業に従事した経験を 5 年以上有し、児童福祉に熱意のある者とする。

(イ) 保育士のうち最低 1 名は、10 年以上の保育経験を有する者とする。

(ウ) 保育士の 3 分の 1 以上（園長、上記の 10 年以上の保育経験を有する者を含む）は、5 年以上の保育経験を有する者とする。

(エ) 0 歳児保育を行うに当たっては、看護師又は准看護師を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。

(オ) 栄養士を置くこととし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。

(カ) 施設の利用定員数に応じて必要な調理員を配置すること。

#### イ 分園運営方式

(ア) 分園に勤務する保育士のうち最低1名は、10年以上の保育経験を有する者とする  
こと。

(イ) 0歳児保育を行うに当たっては、看護師又は准看護師を、本園か分園のどちら  
かに少なくとも1人以上配置することとし、児童の健康管理に努めること。

(ウ) 栄養士は、本園か分園のどちらかに少なくとも1人以上配置することとし、児  
童の栄養管理や食育を進めること。

#### (5) 保育内容の継承

保護者のご意見・要望等を取り入れながら、対象保育所の保育内容を継承すること。

#### (6) 特別保育事業

ア 延長保育は、最低限午後7時まで実施すること。

イ 一時保育又は休日保育の実施に関しては、市と協議を行うこと。

ウ 集団保育が可能な障がいのある子どもを原則として受け入れること。

エ 民営化移行時に開始した特別保育の終了または縮小に当たっては、市と協議を行  
うこと。なお、当該協議前に、在園児の全保護者に対し、アンケート調査など実施し、  
その結果を踏まえ、保護者に十分に説明を行った上で、同意を得ること。

#### (7) 行事

ア 原則として、移管前の年間行事を継承すること。また、その他の行事の実施につい  
ては、保護者の同意を得て行うこと。ただし、統合（在園児引受け）方式または分園  
運営方式での民営化を実施した場合においては、この限りではない。

イ 地域活動事業として月1回以上の保育所の開放を行うとともに、地域の子育てを  
支援するための育児相談等を行うこと。

#### (8) 給食・保健衛生

ア 給食は、自園調理方式を採用すること。ただし、分園運営方式での民営化を実施し  
た場合は、本園からの給食搬入も可能とする。

イ 給食の提供に当たっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事  
計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情  
に十分配慮すること。

ウ 「食育基本法」、「保育所における食育に関する指針」及び「保育所における食事の  
提供ガイドライン」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。  
また、献立の提示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めるこ  
と。

エ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。

オ 児童に対しては、年2回の健康診断や歯科健診、年1回の眼科健診や耳鼻科健診な

どの当市の定める健診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。

(9) 費用の徴収

児童に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。

ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。

(10) 職員研修

職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

(11) 保護者との懇談等

保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。

また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

## 7 移管先法人の公募

移管先の法人は、公募により選定することとし、応募資格は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 岩手県内に法人本部がある社会福祉法人等であること。
- (2) 岩手県において認可保育所又は認定こども園を設置運営している実績があること。

## 8 移管先法人の選定方法

(1) 選定委員会

ア 応募提案を審査選定するため選定委員会を設置します。

イ 選定委員は、学識経験者、対象保育所の保護者代表等のうちから5名程度を選任します。

ウ 選定委員会の会議は非公開としますが、応募者からのヒアリングは公開とします。

(2) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。

(3) 決定

選定委員会が選定した法人と移管の事業内容等について詳細を協議したうえで、市長が決定します。

## 9 引継ぎ

### (1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間（4(2)の統合方式の場合は4年を標準とする。）を確保するよう努め、事業者の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます。

### (2) 引継ぎの進行管理等

市は、円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

また、移管準備期間や引継保育期間において、市は、研修や職員配置について必要な支援を行います。

### (3) 引継保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等から、子どもたちが新しい保育士に早く慣れることができるよう、移管のための準備期間中に市職員と事業者職員が共同で保育に当たる期間を設けます。移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行います。

引継保育の期間は、1年を目安としますが、その具体的な期間については対象保育所の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ、定めます。

### (4) 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切であることから、事業者の決定後、速やかに三者による話し合いの場を設けます。

また、事業者職員と市立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。

## 10 移管後の市の関与

### (1) 移管後における市の支援

事業者の質の維持・向上のため、市は、他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます。

### (2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。

また、引き続き一定期間、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

### (3) 保育内容の評価と結果の公表

移管後における保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、その運営状況

の評価を公表します。

## 11 民営化を進める上での課題の整理・検討

児童や保護者を取り巻く保育環境は、子ども・子育て支援新制度の導入、特定教育・保育無償化などにより大きく変化してきております。

また、保護者の就労形態の多様化などの近年の著しい社会情勢の変化や、災害等非常事態への対応など、多くの課題があることから、今後、課題を整理するとともに、対応策について検討することとします。